

第4回
会津美里町農業委員会定例総会

令和3年3月19日 金曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第4回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和3年3月19日 金曜日 13時30分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
		9番 柴崎 陽
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 元木 博人	
	推進委員 眞部 剛	
	推進委員 齋藤 仁	
	推進委員 山田 幸市	
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 栄一	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 10名出席／10名	
4. 議事録署名人	10番 大井 豊記	1番 渡部 稔

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長
係長
主事

立川 昇
田邊 実千代
廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。9番 柴崎委員より欠席の届出がありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第4回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
10番 大井豊記 委員、1番 渡部 稔 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議長 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号39番、譲渡人〇〇〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇〇〇。申請農地は、松沢字道北170番 畑 702㎡でございます。申請事由は、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のためです。移転時期は許可日以降で、価格は10アールあたり100,000円でございます。権利設定移転の別は所有権移転、経営状況は記載のとおりとなります。

受付番号40番、譲渡人〇〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇〇。申請農地は 松沢字道北164番1 外2筆 畑 合計841㎡であります。申請事由としては、譲渡人が高齢化による経営縮小のため、譲受人が経営規模拡大のためであります。価格は10アール当たり100,000円です。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。

受付番号41番、譲渡人〇〇〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇〇〇。申請農地は 松沢字道北169番 畑 590㎡であります。申請事由としては、譲渡人が高齢化による経営縮小のため、譲受人が経営規模拡大のためであります。価格は10アール当たり100,000円です。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。

については、今回の3条で取得する3件の農地及び後の27ページにあります、利用権設定のNo.215を加えて3,876㎡の経営面積となります。

松沢は平坦第2地域であり、別段面積が適用されるため、農地法第3条第2項第5号による取得下限面積は30アールとなりますので、許可可能となります。

また、〇〇〇〇が農地法第3条第2項第1号による農地を利用して耕作の事業を行うと認められるかについては、以前に会津若松市の湊地区にて50アール程度の農地経営の経験があり、農業機械もトラクターと軽トラックを保有しており、意欲もあると認められるものです。

受付番号42番、譲渡人〇〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇〇。申請農地は 赤留字羽黒原24番 田 3,071㎡であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望のためであります。価格は10アール当たり450,000円です。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。

受付番号43番、譲渡人〇〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇〇。申請農地は 橋丸字早稲田4番1 外2筆 畑 5,246㎡であります。申請事由としては、譲渡人が高齢化による経営縮小のため、譲受人が相手方要望のた

めであります。移転時期は許可日以降で、価格はお二人が親子であるため無償となっております。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。

受付番号 44 番、譲渡人 _____、譲受人は _____。
申請農地は 新屋敷字沢道西甲 1735 番 外 2 筆 畑 1,747 m²であります。
申請事由としては、譲渡人が経営縮小のため、譲受人が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は 10 アール当たり 600,000 円です。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。

受付番号 45 番、譲渡人 _____、譲受人 _____。
申請農地は 字布才地 139 番 外 5 筆 田 7,537 m²、字布才地 138 番 1 畑 2,434 m²、合計 9,971 m²であります。申請事由としては、譲渡人が高齢化による経営縮小のため、譲受人が経営移譲のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格はお二人が親子であるため、無償となっております。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。

受付番号 46 番、譲渡人 _____、譲受人は _____。
申請農地は 字油田 1565 番 1 外 6 筆 畑 2,574 m²であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が経営規模拡大のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は 10 アール当たり 200,000 円です。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
受付番号 39 番から 46 番について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 12 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第3条 許可取消】

議 長 次に、議案第13号 農地法第3条の規定による許可処分取消願についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号3番、譲渡人は 、譲受人は 。申請農地は東尾岐字宮南乙9439番 外21筆 畑 3,812㎡です。取消理由ですが、許可後に の家庭内で再度話し合い、自ら耕作することとしたもので、また、譲受人からも快諾を得ているということで、取消の願いがあったものです。令和2年12月の許可案件でありました。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第13号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可を取消すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第13号は原案のとおり取消すことに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号15番 譲渡人は 、譲受人は 。申請農地は、新屋敷字沢道西甲1733番 田 1,417㎡ であります。移転時期は許可日以降で、価格は田1筆分で850,000円です。権利移転の理由ですが、自社の社屋の隣であり、駐車場としたいとのこと。工事着工及び完成は、許可日より令和3年9月30日の予定であります。建築物の名称及び面積

は、 駐車場 458 m²、道路・雪捨て場 719 m²、法面 240 m² 権利は所有権移転
であります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めま
す。受付番号 15 番については、山内榮一 委員より報告願います。

山内(榮)委員 令和 3 年 3 月 5 日 午前 11 時から調査を行いました。
出席者は、譲受人は、 から 、譲渡人は、 の代理として、
の 。町農業委員会より、福田委員と私、次長と廣谷さんにより現地調査
をしております。

転用目的は駐車場です。付近への被害防止策などですが、路盤を敷き、転圧
することで土砂流出を防止します。また、必要に応じて、法面に腐食しにくい
タイプの防草シートを張るとのことです。農業用排水施設への被害防止策で
すが、汚水排水は発生せず、雨水については、地下浸透させて処理します。よ
って、周辺の農業用排水施設への影響はありません。

その他周辺の農地への影響ですが、北側は自社敷地で、南側は水路となってお
ります。東と西に農地がありますが、今回の転用については同意を得ており、
十分な土砂流出防止策等も講じるので、周辺の農地への影響はないものと確
認しております。

以上報告いたします。よろしく願います。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 14 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手
願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 14 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに
決定いたしました。

【農地法第5条 事業計画変更】

議 長 次に、議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番 設定人は 、被設定人は であります。申請農地は、字新布才地2番 27,472㎡の内3,360㎡。現在、職員と作業員宿舎で使用している土地であります。

変更理由は、博士トンネル工事の工期延長にともなうものであり、令和3年12月28日まで転用期間を延長するものです。建築物及び面積に変更はありません。平成30年3月27日付けで転用許可された一時転用案件であります。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第15号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、変更妥当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第15号は変更妥当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議 長 次に、議案第16号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号14番、移転する者 、移転を受ける者 。
移転農地は、境野字境野157番 外2筆 田 7,784㎡。価格は10アールあたり550,000円でございます。経営状況は記載のとおりです。あっせん会議を実施しております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号 14 番について、山内祐太郎 委員より報告を求めます。

山内(祐)委員 令和 3 年 3 月 1 日に、会津美里町本庁舎 2 階 203 会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、柴崎陽 委員と私、事務局次長、出し手の、受け手の であります。はじめに、 から受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。

さらに、 から、地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、 については、新鶴地域で、約 30 ヘクタールの農地について水稻を中心とした経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。

価格につきましては、出し手と受け手双方より希望額が提示されておりましたので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、農地の場所・利用状況・形状等の条件を聞き取りし、意見を述べました。

当該地のうち 1 筆については、変形地であるため、金額について議論しましたが、耕作に支障はないため、相手方の が譲歩する形でまとまりました。あっせんの結果、双方納得したため、田について 10 アール当たり 550,000 円で合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

議案第 16 号の所有権移転について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。

原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 16 号は原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 16 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。まず、受付番号 200 番から 258 番について、質疑を求めます。

— なしの声 —

野中委員 私の八木沢地区は、平坦第 1 地区と第 2 地区の境界が「赤留・塔寺線東側」ということになっているんですけども、この区分がちょっと曖昧ですので、旧道なのかバイパスなのかということで、その間に挟まれている方が、それによって金額が変わってくるだろうということで意見がありましたので、このあたりを明確にしていかないと、貸す側と借りる側で利害関係が出てきますので、検討していただきたいなと思います。

事務局次長 ただいまの平坦第 1、第 2 の区分のお話ですけども、これについては事務局でも問題点があると認識しているところでありまして、令和 3 年度にこちらの図面を整備していきます。その中で、平坦第 1、第 2、山間地域を筆ごとに入れられるように整理しようということで考えております。その際に農業委員の皆様のご意見もいただきまして、最適に整備したいと考えております。現在は、図面を見て判断しておりまして、委員がおっしゃったように非常にあいまいなところがございます。こちらを全て農地台帳に記載できるようにしまして、このようなあいまいなやり方はやめようということで令和 3 年度の 1 年間をかけて整備したいと考えております。

議 長 ほかにありませんか。

諏訪委員 受付番号 218 番から 239 番の借受人である さんという方ですが、畑を借りられるみたいですが、作物は何を作る予定なのでしょうか。

事務局次長 こちらの方ですが、広くソバ畑をやっておりまして、ソバを作る予定と聞いております。なお、こちらの方については、今回の利用権設定する分だけではなく色々やっておりまして、昔の赤ソバを作ったりして、観光農園のようなものをやろうと意欲的にされております。

議長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。受付番号 200 番から 258 番までについて、原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、受付番号 200 番から 258 番までについては原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。

次に、受付番号 259 番から 260 番を審議いたします。

この案件については、野中充 委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、野中充 委員は退席願います。

— 野中充委員 一時退席 —

議長 それでは、受付番号 259 番から 260 番について質疑を求めます。

— なしの声 —

質疑なしと認め、採決いたします。受付番号 259 番から 260 番までに原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 259 番から 260 番については原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。

— 野中充 委員 着席 —

議 長 野中委員に申し上げます。
当該案件は計画妥当と意見を付すことに決しました。

【会津美里町農作業賃金等策定要領の制定について】

議 長 次に、議案第 17 号 会津美里町農作業賃金策定要領の制定について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 本案件は、新規の要領制定であります。会津美里町農業委員会専決規程第 2 条第 1 項では会長専決事項は例規の改正まででありますので、議案として上程するものです。

なお、この後の報告第 16 号と併せて確認をお願いします。農業委員会が定める農作業賃金については、毎年農作業賃金一覧表として公表しております。

従来は、会津美里町農作業賃金協定額策定協議会規程により協定額を策定していましたが、近年は協定額として作成はしておりません。

しかし、農地法第 52 条の要請及び農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号に基づきまして、農地に関する情報の一つとして農作業賃金等を提供する必要があり、会津管内においても、農作業賃金等の情報として農業委員会によって公表されております。

この農作業賃金一覧表に掲載する金額については、関係者からの聞き取り、物価・燃料価格及び福島県最低賃金を参考にして策定しておりますが、より現状を反映した賃金表となりますよう、策定の手順や聞き取り先等について定めるものです。

なお、報告第 16 号の会津美里町農作業賃金協定額策定協議会規程の廃止に合わせて、本要領を制定することとしたいと思っております。今回、そちらが分かれて報告となった理由でございますが、報告第 16 号作業賃金額策定協議会規程と、第 17 号小作料協議会規程の廃止は、農業委員会で制定したのではなく、町部局が制定したものを合併時に引き継いだかたちとなりますので、そちらの決裁を受けて廃止をするため、報告となっております。

あとは、このように、委員会に関する例規で町部局制定分はなく、全て農業委員会制定となっております。

今後の取り扱いは、専決規程により、新規制定・廃止は議案、改正は報告で取り扱うことといたします。

新規制定の内容を説明いたします。

第1条で趣旨、第2条で策定内容を書きました、実際には、この15項目の下に細目がついて、現行の28種類の賃金表といたします。

第3条で意見を求める聴取先を決め、

第4条で意見に基づいて表を作成し、農業委員会総会に諮ります。第5条では、考慮すべき事項を書きました。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第17号について、質疑を求めます。

— なしの声 —

質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり制定することに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第17号は、原案のとおり制定することに決しました。
これをもって議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第14号から第19号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第14号につきましては、相続による農地の取得でございます。6件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第 15 号につきまして、合意解約書が 1 件提出されております。受付番号 45 番につきましては、借受人変更のために解約するものです。

【会津美里町農作業賃金協定額策定協議会規程の廃止について】

事務局次長 続きまして、報告第 16 号につきまして、本案件は、先ほど議案第 17 号で説明した、会津美里町農作業賃金等策定要領を制定するのに併せて廃止するものです。

本規程は、会津美里町農業委員会が定める農作業賃金一覧表を策定するための協議会を設置することを目的としたものであります。

賃金表は、農業の普及及び定着により適正な農作業賃金の形成の推進を図るとともに、農作業受委託の円滑な促進と担い手農家の積極的な作業規模の拡大、経営の発展に資するために、全国の農業委員会が策定していたものであります。しかし、現在は農業委員会ではなく、JA や大規模農業法人の決めた金額を参考にする自治体も存在するなど、多様化し、賃金表も情報として提供するに留まっております。このような背景から、必ずしも協定を結び遵守させるものではなくなり、さらに、現在は協議会も設置していないため、本規程を廃止するものであります。

なお、今後の取り扱いは 議案第 17 号で説明したとおりです

【会津美里町小作料協議会規程の廃止について】

事務局次長 続きまして、報告第 17 号でございますが、本案件は、議案第 17 号で説明したとおり、町部局制定の規程であるので、報告するものであります。

会津美里町小作料協議会規程については、農地法旧第 23 条に基づき、会津美里町の標準小作料を策定するために規定されておりましたが、旧法第 23 条は、平成 21 年に、農地法等の一部を改正する法律の施行により廃止されました。このため、会津美里町における標準小作料を設定することもなくなったことから、本規程を廃止するものです。

ただし、現在は、農用地利用集積計画により町が公告した前年 1 年間の水田の賃借料を調査し、農地の地域区分別によって表を作り、実勢賃借料の情報提

供という形で、法第 52 条の規定により情報提供することとなっております。
それについては継続してまいります。

【会津美里町農業委員会専決規程の一部改正について】

事務局次長 続きまして、報告第 18 号でございますが、本案件は、会津美里町農業委員会専決規程の事務局次長専決事項について、会津美里町財務規則と会津美里町事務決裁規程との整合を図るために改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

会津美里町農業委員会専決規程第 4 条の事務局長の専決事項について、会津美里町財務規則及び会津美里町事務決裁規程との整合をとるために改正するものです。

まず、専決規程第 1 条の「事務局次長」は、財務規則第 3 条に定めている決裁区分における「各課等の長」に相当する者であるため、専決規程第 4 条で定める事務局次長が専決できる事項について、財務規則を準用するよう改正いたします。

また、専決規程第 1 条の「事務局次長」は、事務決裁規程第 4 条に定める「課長等」に相当する者であるため、専決規程第 4 条で定める事務局次長が専決できる事項について、事務決裁規程を準用するよう改正するものです。

【会津美里町農用地利用関係調整手続規程の全部改正について】

事務局次長 本規程の基礎となる法律は、農地利用増進法でありましたが、平成 5 年 6 月 16 日法律第 70 号農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律一条による改正で、現行の農業経営基盤強化促進法に改められたものです。

また、その後、平成 25 年 12 月 13 日法律第 102 号により、引用条項が、基盤法第 13 条から第 15 条に改正されました。

今般、上記法改正に伴い、表題を改め、引用条項及び手続関係の文言を修正するため改正するものです。

なお、この規程を条立てとすることで規定内容の明確化を図るため、全部改正とするものです。

まず、表題について、基盤法第三章第三節では認定農業者等への利用権の設定等の促進としていることから、基盤法と整合させます。

また、次のように改正いたします。

第 1 条は趣旨とし、引用する基盤法の条項及び規定文言を整合させます。

第2条から第4条により手順を規定するものです。

第5条は基盤法第15条第3項の勸奨に関する規定であるため、基盤法と整合させます。

第6条から第7条は、手続きとしては、基盤法第18条に規定する農用地利用集積計画の作成であるため、基盤法と整合させ、全部改正をするものです。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第4回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 30 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

会議録署名人 _____ 印

会議録署名人 _____ 印